

## 菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

令和3年5月7日  
告示第127号

(趣旨)

第1条 市長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、菊川市結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(2) 住居費 新婚世帯に係る住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用であって、次に掲げるものをいう。

ア 婚姻に伴う菊川市内の住宅の取得に係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。

(ア) 婚姻日前1年から令和6年3月31日までの間に取得した住宅に係る費用であること。

(イ) 建物の購入費であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った費用であること。

イ 婚姻に伴う菊川市内の住宅のリフォームに係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。

(ア) 婚姻日前1年から令和6年3月31日までの間にリフォームした住宅に係る費用であること。

(イ) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った費用であること。

(ウ) 婚姻に伴う菊川市内の住宅の機能の維持又は向上のための修繕、増築、改築、設備更新等の工事に係る費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）であること。

ウ 婚姻に伴う住宅の賃借に係る費用であって、次のいずれにも該当するもの。

(ア) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の賃借に係る費用であること。

(イ) 賃料（勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した費用をいう。以下同じ。）、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った費用であること。ただし、賃料及び共益費については同居開始日以降に生じた費用に限る。

- (3) 引越費用 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に前号の住宅に引越（市内転居及び市外からの転入をいう。以下同じ。）をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

（補助の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得（夫婦それぞれに係る令和4年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イに規定する合計所得金額を合算した額。）から同年中に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の額を控除した額が500万円未満であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (3) 補助金の交付申請時に夫婦がともに前条第2号の住宅のいずれかに住所を有していること。
- (4) 過去に国の結婚新生活支援事業による交付金に基づく補助金の交付を受けている世帯でないこと。（他の地方自治体での補助事業を含む。）
- (5) 他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、婚姻日における夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下の場合は1世帯当たり60万円、30歳以上39歳以下の場合は1世帯当たり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- (3) 夫及び妻の令和5年度の所得（課税）証明書
- (4) 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅を取得した場合に限る。）
- (5) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (6) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (7) 夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- (8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (9) 引越に係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (10) リフォームに係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書及び領収書の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び実績報告は、令和6年3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定及び確定し、菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等の取消しの通知)

第8条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定等を取り消した場合は、その旨を菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定等取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第9条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、菊川市結婚新生活支援事業費補助金返還請求書(様式第6号)により当該補助金の返還請求をするものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則(令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

附 則(令和5年3月29日告示第49号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

郵便番号  
住 所  
申 請 者 氏 名  
(夫又は妻のいずれか)  
電話番号

菊川市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

婚姻届提出日		年 月 日	
費用 内訳	住宅取得費用	契約締結年月日	年 月 日
		住宅引渡年月日	年 月 日
		領収書記載額	円
	リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日
		領収書記載額	円
	住宅賃借費用	同居開始日	年 月 日
		家 賃	(家 賃 月額 円 -住宅手当 月額 円) ×支払済家賃 箇月 ( 年 月~ 年 月) = 円
		敷 金	円
		礼 金	円
		共 益 費	月額 円×支払済 箇月 ( 年 月~ 年 月) = 円
		仲介手数料	円
		小 計	円
	引越費用	引越年月日	年 月 日
		領収書記載額	円
対象経費合計		円	
補助申請額		円	

(注)

- 1 補助申請額欄には、対象経費合計の額又は30万円（60万円）のいずれか低い額を記入してください。
- 2 補助申請額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨ててください。

1 確認（該当する項目の□にチェックを入れてください。）

申請者	<input type="checkbox"/> 過去に結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けた世帯ではありません。（他の地方自治体での交付を含む。）  申請者 氏                      名
配偶者	<input type="checkbox"/> 過去に結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けた世帯ではありません。（他の地方自治体での交付を含む。）  配偶者 氏                      名

2 添付書類

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- 夫及び妻の令和5年度の所得（課税）証明書
- 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅を取得した場合に限る。）
- 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- 夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- 引越に係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- リフォームに係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書及び領収書の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- その他市長が必要と認める書類

3 同意事項

菊川市が、当該個人情報について、要件等の確認のため、他の市区町村や関係課に提供し、又は確認することに同意します。

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
住宅手当支給証明書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

郵便番号  
住 所  
給与等の支払者 氏 名  
電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

（ 年 月現在 ）  
住宅手当 月額 円

(注)

- 1 住宅手当とは、従業員の住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第3号（第6条・第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった菊川市結婚新生活支援事業費補助金について、次のとおり決定し、及び確定します。

交付決定額及び交付確定額 円

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）  
請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた菊川市結婚  
新生活支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 様

郵便番号  
住 所  
申 請 者 氏 名  
電話番号

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	店 名	本店・支店 本所・支所
口座の種類	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※口座名義については必ず請求者氏名と同一のものとすること。

様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定等取消通知書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号による菊川市結婚新生活支援事業費補助金の交付の決定等の全部（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定等の取消額

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 交付決定等の額 | 円 |
| (2) 今回取消額   | 円 |
| (3) 更正決定額   | 円 |

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市結婚新生活支援事業費補助金返還請求書

第 号  
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定等をした菊川市結婚新生活支援事業費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定等を別途 年 月 日付け 第号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 更正決定額 | 円 |
| (2) 交付済額  | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日